

2 谷口雅史議員



- 1 令和3年度の町の主要な施策に問う
- 2 町の災害避難所に於いて感染症対応の取り組みを
- 3 医療従事者コロナワクチン接種時に介護従事者にも対応を提言

1 令和3年度の町の主要な施策に問う

本町は今、人口減少や少子高齢化の進行、地域経済の低迷による、町の重要な歳入である税収の伸びが期待できない中、義務的経費等が増大し財政の硬直化が進み、更に新型コロナウイルス感染症の感染拡大のダメージが住民生活や地域経済に影響を与えています。回復にはまだ数年の時間がかかるともいわれています。

そのような中、岩内町行政は立ち止まる訳にはいきません。町長からは、サービスの質を担保しながらも事業の抜本的な改革、見直しや質・量を最適化することが求められており、厳しい状況だからこそ、町が一丸となって知恵を出していきたいと決意をされ、岩内町の自然、食、歴史、文化など資源や魅力を生かしたい。町外の方からは行きたくなる、住んでみたくなる町を目指したい旨を述べております。本年6月には健やかな町づくりを基本理念とした岩内町総合振興計画が策定見込みとし、4つの決意が示されました。1、地域を支える人づくり、2、地域を支える医療・介護・福祉、3、地域を支える経済力、4、地域を支える安全・安心と挙げられています。プランを実行・推進するには財源が柱になるのは当然です。町が人口減少から抜け出すためには、海あり、山あり、季節感あり、温泉あり、食あり、いい人あり、文化、歴史あり等多くの良いものを積極的にPRし、移住者や町外から多くの人に来町して頂くことが重要です。ふるさと納税も然り他の町村には無いくらい多数の特産返礼品があります。地上波テレビのCM等での周知が必要とも思います。移住者啓発にも、町外からの多くの人に来てもらうためにも、企業誘致専門の担当部署を新たに作るなど、前に進まなければなりません。私も企業誘致の強化、職員の増員、予算の増額等、何度も質問、提案させていただきました。もう、木村町長も2年目になり、慣らし運転から本運転に切り替えてはいかがか。岩内町は町財政も厳しい、人口減少も止まらない等、課題解決には時間がありません。本年度の執行方針では保育所の建設事業や岩内地域人材開発センター改修工事、6月には岩内町総合振興計画の策定があり期待するところですが、ほかの内容は現状維持の、戦でいえば、籠城のように感じます。町長に伺います。今コロナ禍の中、ピンチをチャンスと捉え、移住・定住・企業誘致・町の人口増加への特別な考えがあるのか、町をどうされたいのか。

【答 弁】
町 長：

令和3年度の町の主要な施策につきましては、コロナ禍における感染予防対策を十分に講じながら、各種施策に取り組んでいく所存であります。その中でも、移住促進対策につきましては、移住者、若年・子育て世代などを対象とした中古住宅の取得助成や、町内の空き住戸を活用したお試し居住のほか、テレワークの拠点となる施設整備に関する検討や、首都圏で開催される移住相談会への出展などに取り組んでまいります。

また、コロナ禍における移住者同士の繋がりや情報共有などを図るため、オンライン移住相談会やスマートフォンのコミュニケーションアプリの運用、移住希望者向けマッチングサイトへの登録などを通じて、移住希望者や移住定住者の支援を実施してまいります。

次に、企業誘致につきましては、トップセールスを中心に企業訪問活動などを通じた企業動向やニーズの収集に努め、企業立地に適した売却可能な町有地の選定や民有地等の現況調査を踏まえ、各種助成制度などを広くPRしながら、企業立地の促進を図ってまいります。

また、コロナ禍においてテレワークが普及し、働き方が多様化したことで、ワーケーションやサテライトオフィスなどを導入する企業が増加し、都市部から地方へ、働く人が分散する傾向にあることから、これらの動向に注視し、企業誘致に繋がる施策について検討してまいります。

更に、町の人口対策につきましては、令和2年3月に策定いたしました第2期岩内町人口ビジョン・総合戦略において、町の人口動態が、今後更なる加速が予想される人口減少や、少子高齢化等の諸課題に直面すると分析しているところであり、人口減少に特化した施策を計画的に展開しているところであり

ます。こうした状況の中、町が一丸となって知恵を出し合いながらまちづくりに取り組んでいく必要があることから、新たな町の総合的かつ長期的な指針となる岩内町総合振興計画の基本理念として、健やかなまちづくりを掲げ、地域を支える人づくり、地域を支える医療・介護・福祉、地域を支える経済力、地域を支える安全・安心の4つの決意を持って、各種施策を推進していくことが、課題解決への第一歩になるという信念のもと、まちづくりを進めてまいります。

その中でも、新たな保育所につきましては、町の子育て支援を担う基幹的保育所として整備を進めており、併設する地域子育て支援センターにおいては、子育て中の親子が気軽に集う、地域子育て支援拠点として、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを図ってまいります。

また、地域経済構造の転換と好循環の実現に向けた、新たな増養殖事業へのチャレンジとして、当町固有の地域資源である海洋深層水を活用したサケ・マス類など水産有用種の陸上畜養・養殖試験を行い、将来を担うリーディング産業の確立を目指すことにより、地域の稼ぐ力を育み、雇用の場づくりを図ってまいります。

更に、教育環境の充実につきましては、子育て環境を検討するうえで、重要な要素の一つであることから、この度、町政報告いたしました小中一貫教育による学校形態として義務教育学校を推進してまいります。

これらの取組を推進することにより、町民はもとより、関係人口や移住希望者にとっても、数ある自治体の中から、当町を選択するうえでのアドバンテー

ジになるものと認識しております。

いずれにいたしましても、ここで暮らす町民の皆様が住みやすいまちづくり、住んで良かったと思えるまちづくりを実現することが重要であると考えており、目指すべきまちの姿を総合振興計画を通じて、町民の皆様としっかりと共有し、健やかなまちづくりを実現していくことが、町外からも訪れたくなる、住みたくなる町へと成長を遂げるための重要なステップになるものと認識しております。

< 再 質 問 >

企業誘致について、答弁を頂きましたが、トップセールスを中心に企業訪問、活動などを通じた企業動向やニーズの収集に努め、企業立地に適したPR等と答弁されていますが、どのような人員の体制で、また規模で実施されるのか。

【答 弁】
町 長：

町の企業誘致に関する人員体制・規模につきましては、トップセールスを中心とした企業訪問活動のほか、建設経済部観光経済課を中心に、各種企業誘致の活動を実施しているところでありますが、様々な業種の企業形態に対応していくためにも、関係各部署の組織横断的な連携は欠かせないものであり、そのためにも各管理職それぞれがセールスマンとしての役割を担うことが重要であると考えております。

したがって、特別職と部長職で構成している経営戦略会議を活用するなど、全庁横断的な組織体制をより一層強化しながら、企業誘致活動に取り組んでまいります。

2 町の災害避難所に於いて感染症対応の取り組みを

新型コロナウイルスの世界的な流行の発生から約一年が過ぎようとしています。この一年の間、私たちは感染対策を最優先にするよう行動が変化しました。

密を避け、外出時のマスク着用、検温や煩雑な手洗い消毒。この生活がいつまで続くのか、先の見えない不安と闘いながら毎日を送っています。

先月13日、最大震度6強の地震に襲われた福島・宮城両県の自治体では新型コロナウイルス感染症対策を徹底した避難所運営がされました。特に世帯ごとに間仕切りするテントなどが初めて使われたとのこと。避難した全世帯の感染症対策とプライバシー保護を両立、手指の消毒や検温、マスクの励行の徹底など新たな手順の追加が必要となったとのこと。

我が町では、昨年度2020年2月に、防災ハンドブック保存版を全戸配布されましたが、新たに新型コロナウイルス感染症対策の周知が必要と思われます。

普段からの検温、マスクの励行、手指の消毒、必要以外に大声を出さない、3密を避ける、分散避難等、また新型コロナウイルス感染症への感染を警戒して避難行動を起こさない人への対策等課題もあります。避難者の体調不良の重症化回避・早期発見のために、パルスオキシメーターの避難所の常備配置等万全の体制が必要と思います。そこで防災施策・避難所対策についてお伺いいたします。

- 1、テントの備蓄数は。増やす予定は。
- 2、感染症対応の天井開放型テントの検討はあるのか。
- 3、段ボールの間仕切りセット・ベッドの数は。
- 4、マスク、手指消毒液、非接触型体温計の備蓄数は。
- 5、パルスオキシメーターの常備は。
- 6、分散型避難の計画は。
- 7、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ防災ハンドブックの作成は。
- 8、屋外拡声器の設置数が少なく災害時に聞き取れるか心配ですが、音の聞き取り確認はされたのでしょうか。今現在屋外拡声器の設置台数は何台か。増設予定は。

【答 弁】

町 長：

町の避難所等における備蓄品数については、一般防災及び原子力防災における、令和2年度末時点の保有数でお答えいたします。

1項めは、テントの備蓄数についてであります。

町が保有する避難所用備蓄品としてのテントは、55張りであり、備蓄計画に基づき、令和6年度までの4年間で、60張りを追加購入する予定であります。

2項めは、感染症対応の天井開放型テントの検討についてであります。

この度の新型コロナウイルス感染症の発生以降、各メーカー等において、避難所における感染症対策のための新商品の開発が進み、天井開放型テントも注目されている備品の一つであります。こうしたことから、本町においても、組み立てが簡単であること、車椅子での利用が可能であることも踏まえ、令和3年度予算において、購入を計画しているところであります。

3項めは、段ボール間仕切りセット及びベッド数についてであります。

段ボール間仕切りにつきましては、103組、ベッドは72組で、その内、段ボールタイプが34組となっております。

4項めは、マスク、手指消毒液及び非接触型体温計の備蓄数についてであります。

マスクにつきましては、避難所用として1万2,800枚のほか、町の業務用として6,000枚、合わせて1万8,800枚となっております。

次に手指消毒液につきましては、避難所用として250ミリリットル入り38本、500ミリリットル入り105本、1リットル入り8本、20リットル入り6缶のほか、町の業務用として、15リットル入り、20リットル入りが、各10缶となっております。

次に、非接触型体温計数につきましては、避難所用として、69台保有しております。

5項めは、パルスオキシメーターの常備についてであります。

避難所における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染が疑われる方が避難された場合、可能な限り個室とし、避難所の責任者は町災害対策本部に報告のうえ、関係機関と連携し対応することとしており、その中で健康状態が急変した場合には、医師の指示に従い病院に搬送するなど、迅速に対応することとしておりますが、その上で、血中酸素飽和度を簡易に測定できるパルスオキシメーターが有効な医療機器の一つであると承知しております。

一方で、その方の状態や、疾病によっても数値が異なることから、測定値の判断は、主治医や、医療従事者のもとで行うことが必要となっております。

したがいまして、現段階では、各避難所への配備はしておりませんが、避難所運営に係る各種備蓄品の優先度合い、地方創生臨時交付金の活用など、総合的に検討してまいります。

6項めは、分散型避難の計画についてであります。

災害発生時、避難所に一度に大勢の地域住民が集まることにより、避難所内が3つの密になりやすく、感染症の集団感染が起りやすい環境となってしまうことから、避難所での感染症拡大防止の対策が求められております。

しかしながら、避難所における感染症対策については、スペース上の限界があり、これらを避けるためには避難所への避難だけではなく、自宅で安全を確

保したり、親戚や友人宅へ避難する分散型避難を基本として、一人一人が取り組みを進めることが重要となっております。

そうしたことから、感染症対策時における分散型避難などを盛り込んだ、町地域防災計画の修正に向けた作業を進めているところであります。

7項めは、新型コロナウイルス感染症対策を盛り込んだ防災ハンドブックの作成についてであります。

現在の岩内町防災ハンドブックにつきましては、異常気象による大雨や、大型台風などによる全国の被災状況を受け、町内の洪水ハザードマップを新たに盛り込んだ2020年2月保存版として、全戸配布を行ったところであります。

その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、避難所における感染症対策や、分散型避難などを新たに盛り込んだ町地域防災計画の修正が必要となりますが、防災ハンドブックの次期改訂版は、令和4年度の作成を予定しており、この改訂までの期間に対応するため、現在、各家庭で保管されている防災ハンドブックに追加できるような形で、広報紙に折り込み、全戸に配布することで、災害時に備えていただけるよう取り組んでまいります。

8項めは、防災行政無線の屋外拡声器についてであります。

防災行政無線における屋外拡声器の聞き取り確認につきましては、毎年度実施している保守点検業務の中で確認しており、旧フェリー埠頭、マリパーク、運動公園、森林公園、雷電温泉の5箇所に設置しております。この5箇所については、屋外において町民の方々や来町者等が集まる場所として選定したものであり、現段階において増設は予定しておりません。

< 再 質 問 >

防災行政無線の屋外拡声器について、保守点検業務の中で、確認しているとの答弁でしたが、全町隅々まで聞き取り調査はされたのか。

【答 弁】

町 長：

災害時における、防災行政無線の情報発信につきましては、個別受信機を主体として行っており、屋外拡声器の役割については、あくまでも屋外の公園や観光スポットなどに訪れている町民の方々や来町者に向けて対応しているものであり、全町内域をカバーするものではありません。

よって、聞き取り確認については、保守点検の中で正常に放送されていることを確認しているものであります。

3 医療従事者コロナワクチン接種時に介護従事者にも対応を提言

新型コロナウイルス感染拡大という未曾有の事態の中、コロナ禍の対策の切り札ともいえるワクチン接種体制の確立が重要であるといわれています。新型コロナによる死亡者や重症者をできる限り減らし、医療体制の負荷を軽減するためにはなくてはならない取り組みです。

海外ではすでに一斉接種が始まっているが、我が国、我が町に於いてはワクチンがいつ届くかわからない事態になっています。

ワクチン接種の一斉接種は16歳以上の全国民対象という前代未聞の事業だけに、ワクチンの有効性や安全性は、副反応、副作用が心配だ、接種場所や人員を確保できるのか、ワクチンの輸送体制は等、様々な課題が残ります。

また、高齢者施設等は、介護保険施設のほか、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、社会福祉住居施設など、多種にわたっています。

私も、公明党町議会議員として奈良議員と手分けして7町村にワクチン体制の要望聞き取り調査をさせていただきました。そして、国に要望させていただいたところでもあります。そこでお伺いいたします。

- 1、国・道からのワクチン到着の時期は。
- 2、ワクチンの数量は。
- 3、ワクチンの保管場所は、又、接種会場は。
- 4、接種に必要な人員体制は。
- 5、町民に対する情報提供方法は。
- 6、当日残ったワクチンはどうされるのか。
- 7、まずは、医療従事者だと思われませんが、接種の順序は。
- 8、重症化リスクの大きい高齢者に対応する介護従事者を医療従事者と同時に接種してはいかがでしょうか。以上、質問いたします。

【答 弁】
町 長：

1 項めの、国・道からのワクチン到着時期についてと、2 項めの、ワクチンの数量については関連がありますので、併せてお答えいたします。

国によるファイザー製ワクチンの提供につきましては、医療従事者等への接種量を確保しつつ、高齢者用ワクチンをまずは数量限定で、段階的に分配する方針が示されたところでもあります。

ファイザー製ワクチンは、本年3月12日現在、北海道全体で、4月の第2週に、1箱につき975回分が2箱、第3週に10箱、第4週に10箱が先行して到着予定であり、第5週には全市町村に対して1箱ずつ配送される見込みとなっております。

当町におきましては、国や道からの詳細な情報提供が無い中で、様々な状況に対応できるよう、接種対象者の細分化や接種時期の調整なども検討しているところでもあります。

3 項めは、ワクチンの保管場所と接種会場についてであります。

ファイザー製ワクチンにつきましては、超低温冷凍庫において、マイナス75℃前後での保管が必要であることから、停電時に予備電源の確保が可能な岩内協会病院を保管場所とする予定となっております。また、接種会場につきましては、個別接種の場として、岩内協会病院を含む町内9か所の医療機関の内諾を得ているほか、集団接種の場として、町の保健センターを活用する方向で、岩内古宇郡医師会などと協議を行っているところでもあります。

4 項めは、接種に必要な人員体制についてであります。

コロナワクチン接種事業につきましては、これまでに経験のない業務内容であり、職員体制に万全を期す必要があることから、健康福祉部の総員体制のもと、実務的には、体制整備班、接種班、事務班の3班のチーム編成により、常時5名から10名の職員が担当業務に携わっております。

また、集団接種会場の人員体制といたしましては、医師、看護師、薬剤師などの確保について、関係機関への協力依頼を行い、細部の調整を進めているところでもあります。

5 項めは、町民に対する情報提供方法についてであります。

ワクチン接種の情報提供につきましては、3月号広報により町民の皆様概要を周知したほか、町ホームページにおいて、全体の実施計画等を掲載しているところでもあります。

今後は、4月号広報や、町民個人宛のお知らせにより、詳細な情報提供を行っていく予定であります。

なお、国によるワクチン提供の遅れなどから、実施計画の変更も想定されるため、町民の皆様には随時、状況に応じた情報発信を行うとともに、電話相談による個別の対応も行っております。

6 項めは、当日残ったワクチンについてであります。

ファイザー製ワクチンの保存可能期間につきましては、凍結ワクチンの解凍後は、冷蔵で5日間であり、その開栓後は6時間とされております。

各医療機関が使用し、当日残ったワクチンにつきましては、開栓したものは翌日に使用できないため、廃棄処分することとなります。

7 項めは、医療従事者をはじめとする接種対象者の順序についてであります。

医療従事者等は、新型コロナウイルス感染症患者等と頻繁に接する業務であ

り、感染リスクが高いことから、調整主体の北海道が最優先でワクチン接種を実施する運びとなっております。

医療従事者等の接種終了後は、市町村が接種事業の主体となり、まずは、65歳以上の方と高齢者施設等の従事者を優先とし、次に、基礎疾患を有する方に接種を呼び掛け、次いで、一般の方には、ワクチンの供給量に応じて、段階的に実施する予定であります。

8項めは、高齢者施設等の従事者と医療従事者の同時接種についてであります。

医療従事者等への接種につきましては、他の住民に先駆けて、北海道が関係機関との調整を行い、実施体制の構築を図っているところであります。

当地域においては、岩内保健所が調整主体であることから、高齢者施設等の従事者と、医療従事者の同時接種について問い合わせたところ、国の通知に基づく医療従事者等の範囲に高齢者施設等の従事者が含まれないため、対応できないとの回答でありました。したがって、高齢者施設等の従事者の接種時期につきましては、本人の希望を踏まえ、高齢者と同時期に行う予定としているものであります。

< 再質問 >

当日残ったワクチンは廃棄処分するとありましたが、国のワクチン担当大臣からは無駄な廃棄はしないという報道があったと思いますが、いかがでしょうか。

それと、関連、次の質問ですね。高齢者施設の従事者と医療従事者の同時接種について。

接種順序は町の裁量とされているはずですが、重症、重篤になりやすい高齢者の方に感染させるわけにはいきません。町の裁量で同時接種はできませんか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、当日残ったワクチンを無駄に廃棄しないことについてであります。ワクチンの使用については、厚生労働省からワクチンを無駄にしないために、様々な工夫をするようにとの指示が出ているところであり、町としましては、各医療機関の使用量に応じたワクチンの配分や配送について、工夫を凝らしてワクチンを無駄にしないことを医師会と調整しているところであります。

こうした調整の上でも、当日どうしても残ってしまうワクチンについては、保存期間の制限から、やむなく廃棄せざるを得ないところであります。

2 項めは、高齢者施設の従事者を町の裁量で医療従事者と同時接種できないかについてであります。

町にワクチン接種に係る裁量があるのは医療従事者が接種した後の町民に対してであり、医療従事者の接種については、調整主体が北海道であるため、町の裁量はなく、国の通知に基づく北海道の取扱いに従うこととなり、先ほど申し上げたとおり、岩内保健所から医療従事者との同時接種はできないものと回答を得ております。